

令和8年1月28日
海事部

船員の最低賃金が改正されます

北陸信越運輸局では、近年の大幅な物価上昇や陸上の最低賃金の過去最高となる引上げを踏まえ、北陸信越地方交通審議会に対し、船員の四業種に対して最低賃金改正に関する質問を行いました。

令和8年1月21日、北陸信越地方交通審議会長より最低賃金改正決定額について9,000円から11,300円の賃上げが妥当とする旨の意見答申があり、これは一部業種を除き、過去最高のアップ額となります。

この決定額については令和8年2月上旬に意見聴取公示が行われ、異議申し立てが無ければ令和8年4月上旬頃、適用となる予定です。

■最低賃金が改正される業種及びアップ額

「北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業」	10,700円（過去最高額）
「北陸信越海上旅客運送業」	9,000円
「北陸信越漁業（沖合底びき網）」	11,000円（過去最高額）
「北陸信越漁業（大中型まき網）」	11,300円（過去最高額）

※詳細は別紙のとおり

■改正額の効力発生までのスケジュール

- 2月上旬 地方交通審議会の意見に関する公示
- 3月上旬 改正決定に関する公示
- 4月上旬 適用

※地方交通審議会の意見に関する公示に対し、異議申し立てがあった場合は、再審議される可能性があります。



【問い合わせ先】

船員労政課

担当：大津、田邊

TEL：025-285-9157

【別紙】

令和7年度最低賃金改正決定額（予定）

業種	区分	新最低賃金額（月額）	旧最低賃金額（月額）
内航鋼船運航業 及び木船運航業	職員	281,050円 (10,700円、3.96%アップ)	270,350円
		ただし、船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない職員	253,900円
	部員	264,600円 (10,700円、4.21%アップ)	
		222,350円 (10,700円、5.06%アップ)	211,650円
海上旅客運送業	職員	213,050円 (10,700円、5.29%アップ)	202,350円
		272,550円 (9,000円、3.41%アップ)	263,550円
沖合底びき網漁業	部員	210,400円 (9,000円、4.47%アップ)	201,400円
		233,100円 (11,000円、4.95%アップ)	222,100円
大中型まき網漁業	一人歩船員	233,400円 (11,300円、5.09%アップ)	222,100円

注 上記表中の区分については以下のとおり

- ・「職員」とは、船長、航海士、機関長、機関士及び通信長等をいう。
- ・「部員」とは、職員以外の船員をいう（甲板長、甲板員、操機長及び機関員等の職名の者）。
- ・「一人歩船員」とは、報酬が歩合によって支払われる場合に、1人分の能力を有すると認められる船員をいう。